

※今年度の受付期間を延長しています※

令和2年度就学援助制度のご案内

吉川市教育委員会

吉川市では、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費を支給する『就学援助制度』を行っています。申請は年度ごとになります。前年度認定者も申請が必要です。

1. 対象者

以下の条件のいずれかに該当し、かつ、「2. 認定基準」に当てはまる方が対象となります。

- (1) 吉川市に住所を有し、吉川市立の小・中学校に在学している児童生徒の保護者
- (2) **吉川市外**に住所を有し、吉川市立の小・中学校に在学している児童生徒の保護者

2. 認定基準

- (1) 生活保護を受けている保護者
- (2) 令和2年度又は令和元年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた保護者
- (3) 災害、失業その他特別の事情により特に援助が必要と認めた保護者
- (4) 世帯の前年（令和元年度）総所得金額が、下表の目安に当てはまる世帯

基準額の目安

※ あくまでも目安であり、家族構成や世帯員の年齢によって異なります。

※ 申請受付後、教育委員会で所得を調査し、審査します。

家族構成（例）			世帯所得額 （目安）
2人世帯	20～40歳：1名、6～11歳：1名	小学生1人	約180万円
3人世帯	20～40歳：1名、6～11歳：2名	小学生2人	約240万円
4人世帯	60～69歳：1名、20～40歳：1名、12～19歳：1名、6～11歳：1名	小学生1人、中学生1人	約280万円
5人世帯	60～69歳：1名、20～40歳：2名、12～19歳：1名、6～11歳：1名	小学生1人、中学生1人	約320万円
6人世帯	60～69歳：2名、20～40歳：2名、12～19歳：1名、6～11歳：1名	小学生1人、中学生1人	約360万円

※ 住民票上同じ住所にいて、生計を一つにしている場合は、同世帯としてみなします。

3. 申請方法

- ・提出書類 「就学援助申請書兼新入学児童生徒学用品費等（事前支給）認定・確認申請書」に必要事項を記入・押印の上、添付書類と一緒に提出してください。

※ 申請書は吉川市教育委員会教育総務課窓口または吉川市ホームページで入手できます。

申請受付期間：令和2年4月1日（水）～令和2年5月29日（金）

※その後も令和3年2月26日（金）まで随時申請を受け付けています。

申請先：吉川市教育委員会教育総務課窓口（郵送でも可）

住所：吉川市きよみ野一丁目1番地 電話：048-984-3565（直通）

今年度のみ受付期間を
延長しています

※ 令和2年1月中に新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の入学前支給を申請した方は、令和2年度の就学援助の申請手続きは必要ありません。

※今年度の受付期間を延長しています※

4. 申請時に必要なもの

(1) すべての方

- ・印鑑
- ・口座情報の分かるもの（通帳またはキャッシュカード）

(2) 令和2年1月2日以降に吉川市に転入してきた方

- ・個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード

※申請書に転入者全員の個人番号の記入、情報連携同意書の記入が必要になります。

5. 援助の内容（令和2年度金額：年額）

4月から5月までの申請で認定となった場合は、4月1日から援助開始となります。

6月以降に申請された場合は、申請した翌月1日から援助開始となります。

援助費目		内容	小学校	中学校	対象
学用品費等	学用品費等	通常必要としている学用品購入費	定額支給 11,520円	定額支給 22,510円	全学年
	新入学児童生徒学用品費等（注）	入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品費	定額支給 50,600円	定額支給 57,400円	小1・中1
	通学用品費等	通常必要としている通学用品購入費	定額支給 2,250円	定額支給 2,250円	小1・中1 除く
	校外活動費	宿泊なし（交通費、見学科等）	実費支給 限度額 1,580円	実費支給 限度額 2,290円	全学年
		宿泊あり（交通費、見学科等）	実費支給 限度額 3,650円	実費支給 限度額 6,150円	全学年
	修学旅行費	交通費、宿泊費、見学科等	実費支給 限度額 21,670円	実費支給 限度額 60,300円	小6、中3
	PTA会費	PTA会費として徴収された金額	実費支給 限度額 3,410円	実費支給 限度額 4,220円	全学年
	児童会費・生徒会費	児童会費・生徒会費として徴収された金額	実費支給 限度額 4,610円	実費支給 限度額 5,500円	該当者
卒業アルバム代等（新規）		卒業アルバム代等購入費用	実費支給 限度額 10,890円	実費支給 限度額 8,710円	小6、中3
学校給食費		学校給食費として徴収された金額	実費支給 月額 4,100円	実費支給 月額 4,900円	全学年
医療費		う歯（虫歯）の治療にかかる費用	実費支給	実費支給	該当者

注：令和2年5月までに申請し、認定となった方のみ支給対象です。

※ 要保護者（生活保護受給者）は、修学旅行費及び医療費のみ支給対象です。

6. 認定および就学援助費の支給時期

(1) 審査結果 認定・不認定の結果は7月下旬（予定）に郵送でお知らせいたします。

なお、就学援助費の支給に関する事務処理のため、就学援助の審査結果については、学校長へ通知しますので、あらかじめご了承ください。

(2) 支給方法 年3回（各学期末）、保護者指定の口座に支給します。

※ 学校給食費等、学校に支払うべきものに未納がある場合は、振込先が学校長となります。

8月支給：4月から8月分までの援助費が対象

12月支給：9月から12月分までの援助費が対象

3月支給：1月から3月分までの援助費が対象

（申請から支給までの流れ）

